

TPP協定の調印・批准しないことを求める意見書

TPP参加国は、2015年10月5日に「大筋合意」、11月5日に「暫定文書」を公表しました。その内容は、農林水産物の8割以上の関税を撤廃し、重要5品目についてもコメや乳製品など無税輸入枠やTPP枠を新たに設定して輸入を受け入れるものになっている。

特に、コメが余り、米価が暴落している中で、農家に飼料米を作らせる一方でアメリカ、オーストラリア産米合わせて7.8万トンの「特別輸入枠」の新設、牛肉・豚肉の大幅な関税引き下げ、重要品目以外の果樹や野菜及びその加工品における関税撤廃となっている。

しかもこれらの内容は、主要農産品は交渉から「除外または再協議」という国会決議から明らかに違反するものであり、食料自給率の更なる低下はもとより、日本の農林水産業や地域経済に深刻な打撃を与えるものになる。

さらには、ISDS条項、医療・保険分野、食の安全など各界から出されている懸念への説明を速やかに行い、国民的な議論を保障すべきである。

徹底した秘密交渉の中で進められ、農林水産業や国民生活に多大な影響を及ぼすこの度の「合意」に基づくTPP協定への調印・批准は認められない。

よって、政府においては、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 TPP「大筋合意」の詳細と協定本文を速やかに開示し、国会・国民の議論を保障すること。
- 2 国会決議に違反するTPP「大筋合意」は撤回し、協定への調印・批准は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月14日

岩手県住田町議会

議長 菊池 孝

様

意見書を提出する機関

衆議院議長 大島理森様

参議院議長 山崎正昭様

内閣総理大臣 安倍晋三様

外務大臣 岸田文雄様

経済再生担当大臣 石原伸晃様

農林水産大臣 森山裕様

経済産業大臣 林幹雄様

内閣官房長官 菅義偉様